

# 一般社団法人ブレスフォト協会 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ブレストフォト協会と称する。

(事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、乳がん患者ならびに乳がんを発症する可能性のある女性全般を対象として、手術前後の胸部写真の撮影及びスタジオの運営、乳がん検査の啓蒙活動及びコミュニケーションの場作り、乳がん患者が治療中に必要なグッズのリサイクル等社会貢献活動を行うことを目的とする。さらに社会に広くブレスフォトの必要性を理解し、告知していくこと及び乳がん患者の雇用促進をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 当法人の活動内容をまとめた会報誌の発行
- 2 交流と社会貢献を目的としたリサイクル及びハートリレー活動
- 3 ブレストフォトの広告宣伝活動
- 4 乳がんに関連するワークショップの開催
- 5 乳がん検診啓蒙に関する講演会の実施
- 6 乳がん患者の働ける環境及び場所の開拓
- 7 乳がん患者の生活支援ができる商品の開発及び販売
- 8 その他当法人の目的を達成するために必要な事業及び前各号に付帯関連する一切の事業

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人はこの法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、社員は、次のいずれかに該当するときに至った時は、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対して、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項  
(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 1 名以上 10 名以内
- 二 監事 5 名以内
  - 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
  - 3 理事が複数名いる場合、代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。業務執行理事は代表理事の指名によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事及び監事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務を監査し、法令及びこの定款の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第 6 章 資産および会計

(事業年度)

第 26 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 27 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 28 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 29 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 30 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 公告の方法

第 31 条 当法人の公告は電子公告とする。

<http://breast-photo.com/>

ただし、電子公告による公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

付 則

- 1 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏 名	住 所
石原 明代	大阪市西淀川区福町 3 丁目 4 番 55 号 グリーンロード公園ヴィラ 607 号室

- 2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって決定するが、設立時理事が、1 名であるため、上記、石原明代を設立時代表理事とする。

以上、一般社団法人ブレストフォト協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 29 年 12 月 1 日

設立時社員 石原 明代